

荒尾市民病院建設基本構想・基本計画策定等支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

荒尾市民病院の病棟は、建設から40年程度が経過し、施設の耐用年数や耐震基準等に鑑み、早期に整備方針を策定しなければならない。方針の策定に当たっては、荒尾市民病院を取り巻く医療環境に即した医療機能の在り方、方向性を検討するとともに、建物等の整備内容や整備手法を整理する必要がある。

そこで、新病院の建設基本構想・基本計画を策定するものであるが、策定等支援業務を委託するに当たっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の企画、技術等の提案を総合的に評価・選定する公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

荒尾市民病院建設基本構想・基本計画策定等支援業務

(2) 業務内容

①荒尾市民病院建設基本構想・基本計画策定に係る企画立案支援業務

②荒尾市民病院あり方検討会の運営補助業務

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年8月29日（金）まで

(4) 契約上限価格

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、平成25年度中の支払上限額は3,375,000円である。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。なお、提案書提出要請通知書の発送後に、荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（以下「要綱」という。）第13条第1項に該当することとなった者は、当該提案参加資格を取り消す。

(1) 要綱第5条第1項第1号及び第3号から第7号までの規定を満たすこと（要綱第5条第1項第2号の規定は参加資格の要件としない。）。

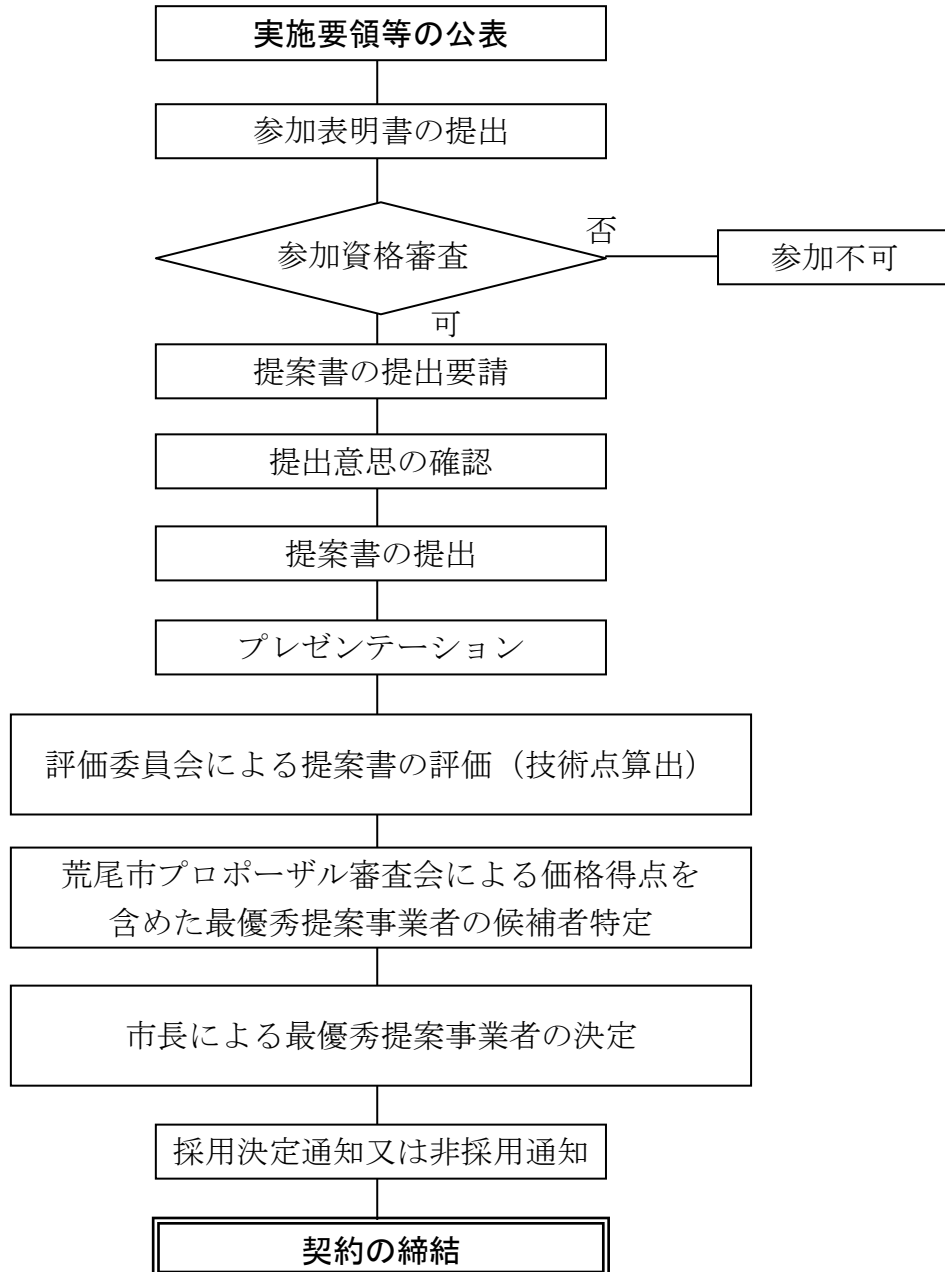
(2) 一般病床が200床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県又は市町村が設置する病院若しくは公的医療機関（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の同種業務を平成15年度以降に受託し、元請として履行した実績を有する者であること。

(3) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を雇用していること。ただし、有資格者については、常勤の自社社員で引き続き3か月以上の雇用関係がある者に限る。また、医業経営コンサルタントの有資

格者を当該業務に専任で配置すること。

4 受託者選定の手続

(1) 契約締結までの流れ



(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、荒尾市の休日を定める条例に指定する市の休日（以下、「市の休

日」という。)には、受付等を行わない。

表1 契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日
1	公告	平成25年9月27日(金)
2	参加表明書(要綱様式第1号)等の受付	平成25年9月27日(金)から 平成25年10月11日(金)まで
3	実施要領等に関する質疑の受付	平成25年9月27日(金)から 平成25年10月4日(金)まで
4	実施要領等に関する質疑の回答	平成25年10月8日(火)まで
5	評価委員会による提案書提出要請可否の確認(参加資格審査)	平成25年10月中旬予定
6	提案書提出要請通知書(要綱様式第2号)の発送	平成25年10月18日(金)
7	提案書の提出意思確認書(要綱様式第4号)の提出期限	平成25年10月25日(金)まで
8	提案書(要綱様式第3号)等の提出期限	平成25年10月31日(木)まで
9	提案に係るプレゼンテーションの開催及び審査(評価委員会)	平成25年11月上旬予定
10	最優秀提案事業者の決定通知(要綱様式第7号及び第8号)	平成25年11月上旬予定
11	契約の締結	平成25年11月中旬予定

なお、上記スケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合があります。

(3) 評価委員会の設置

受託者の選定に当たり、「荒尾市民病院建設基本構想・基本計画策定等支援業務委託事業者評価委員会」を設置する。

5 参加表明、提案要請及び提出意思の確認について

参加表明する者は、参加表明書とともに「3 参加資格」を証明する書類を提出し、審査を受けるものとする。

(1) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は参加表明書の提出期限日とする。

(2) 参加表明書及び添付書類(以下「参加表明書類」という。)の構成

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 会社概要書(様式第2号)
- ウ 業務実績書(様式第3号)

※3参加資格（2）を満たすことが明確に判断できるもの（契約書（仕様書を含む。）の写しなど）を添付すること。

エ 業務実施体制書（様式第4号）

オ 配置予定者調書（様式第5号-1、様式第5号-2、様式第5号-3）

※3参加資格（3）を満たすことが明確に判断できるもの（医業経営コンサルタントの有資格者が、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定を受けていることを証明する書類）を添付すること。

カ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。写し可）

キ 納税証明書（写し可。参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限る。なお、都道府県税については、当該業務を主に担当する事業所が属する都道府県のものを出すこと。）

ク 誓約書（様式第6号-1）及び役員名簿（様式第6号-2）

ケ 最新の決算書

（3）参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本15部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、（2）の上からア～ケの順に綴り込み、表紙及び背表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：平成25年9月27日（金）から平成25年10月11日（金）までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 提出場所：荒尾市総務部政策企画課

（4）提案書の提出要請

資格確認結果は、平成25年10月18日（金）に書面（「提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）」）により発送する。通知のなかった者は失格とする。

（5）提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思のあるなしに関わらず、以下のとおり持参又は郵送により提出意思確認書（様式第7号）を提出すること。

ア 提出期限：平成25年10月25日（金）までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 提出場所：荒尾市総務部政策企画課

（6）辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、提出意思確認書（様式第7号）提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

（7）提出意思のある者が1社であった場合の取扱い

（5）に定める提出意思確認書の提出者が1社であった場合は、最優秀提案事業者を選定しない。この場合、再度、公告を行った上で、事業者の選定を初めから行う（再度公告する際は、参加資格等を変更することがある。）。

6 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：平成25年9月27日（金）から平成25年10月4日（金）までとする。

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、書面にて荒尾市総務部政策企画課の電子メールアドレス宛てに送信すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

送信に当たっては、表題を「荒尾市民病院建設基本構想・基本計画策定等支援業務委託についての質疑」とし、文書の宛先は「荒尾市長」とする。様式は、A4ヨコで右側に回答欄付きとし、ファイル形式はMicrosoft Excel 又は Word とする。

質疑受付期限に関しては荒尾市総務部政策企画課における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は総務部政策企画課が行うものとする。ただし、電話による受理の確認はできるものとする。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答期限：平成25年10月8日（火）までをめぐりに回答する。

イ 回答方法

回答期限までに荒尾市ホームページにおいて質問者及び参加表明者全員に回答する。ただし、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行い、全ての質問に回答するものではない。

7 提案書の提出

(1) 提出書類の構成

提出意思確認書（様式第7号）により、提案書を提出するとした者は、必ず、提案書（様式第8号）と下記の添付書類を提出すること。

ア 提案事項（任意様式）

※仕様書の業務内容に掲げる業務ごとに、提案内容を記載すること。

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 見積書（任意様式、消費税込み）

※消費税率は5%で計算すること。また、見積書の合計金額と併せて、内訳及び積算内容等を明示すること。

(2) 提案書の提出等

提案書の提出は下記のとおりとする。

ア 提出期限：平成25年10月31日（木）午後5時

イ 提出場所：荒尾市総務部政策企画課

ウ 提出部数：正本1部、副本15部とする。

エ 提出書類：提案書（様式第8号）を表紙とし、(1)の上からア～ウの順に綴り

込み提出すること。

オ 提出方法は、郵送又は持参とする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

8 プレゼンテーションの実施

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。ただし、参加者が多数の場合は、全ての参加者に対してプレゼンテーションを依頼しない場合がある。なお、日時等は以下のとおりとする。

(1) 日時及び場所等

日時は平成25年11月上旬とし、日時場所は改めて連絡する。

(2) 参加人数

1社当たりのプレゼンテーション参加人数は5人までとし、提案書にて届け出た統括責任者は必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

概ね20分程度（うち質疑時間10分）とする。ただし、参加者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

参加者にて準備すること。

9 最優秀提案事業者の選定等

(1) 審査及び最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。

評価委員会は、表2に基づき、技術提案の評価及び順位付けを行う。その結果、技術提案の合計点が60点に満たない事業者は失格とする。

荒尾市プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）は、評価委員会の順位付けの結果及び提案価格の評価を併せて行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

表2 技術提案の評価項目及び配点

番号	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	業務実績（実績数、規模、年数等）をどの程度有しているか。 ○同種又は類似業務実績の内容	20点
2	実施体制	本業務を遂行するに十分な経験や能力を有する技術者を配置しているか。本業務を円滑に実施できる組織体制を有しているか。調査方法等に対して、スケジュール・作業手順が適切かつ現実的か。 ○技術者資格・実績等 ○業務拠点・連絡体制 ○組織体制	20点
3	専門技術力	医療・建築全般に関する知識・情報に精通しているか。仕様書に定める業務内容に対して合理的で適切な提案が行われているか。提案書は分かりやすく、説得力があるか。 ○特性・地域性等の把握 ○課題分析の手法（調査やデータ分析） ○整備場所の検討手法 ○収支計画の検討方針 ○導入機能の実現性 など	50点
4	独自提案	仕様書に定める業務内容以外の独自提案 ○独自提案の有無及び内容	10点
技術提案 合計点			100点

審査会は、下記の算定方式によって提案価格の評価及び評価委員会の技術評価を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。なお、参加者の評価点数が同点となった場合は、「専門技術力」の評価が高い参加者を上位とし、「専門技術力」の評価も同点の場合は、審査会会長が上位の参加者を決定する。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 70}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 30}{\text{参加者の見積額}}$$

市長は、上記の審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

市は、最優秀提案事業者と契約交渉を行う。

(3) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（平成25年11月上旬予定）するとともに、ホームページで公表する。なお、電話による問合せには一切応じない。

また、審査会及び評価委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表（平成25年11月予定）することとするが、この際、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

10. その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 著作権

参加者が提出した提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市が事業者選定の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(5) 契約保証金の免除

荒尾市契約規則第6条第3号の規定に基づき、本件に係る契約保証金は免除とする。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市 総務部 政策企画課 荒尾市民病院建設準備室

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電話番号 0968-63-1273 ファックス番号 0968-64-0940

電子メール kikaku@city.arao.lg.jp